

安全保障理事会決議 1872 (2009)

2009年5月26日、安全保障理事会第6127回会合にて採択

安全保障理事会は

ソマリア情勢に関する全ての安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2008) および 1820 (2008)、武力紛争下の文民の保護に関する 1674 (2006) および 1738 (2006) 並びに子どもと武力紛争に関する 1539 (2004) および 1612 (2005) を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ソマリアにおける事態の包括的かつ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、

ジブチ合意がソマリアにおける紛争の解決の基礎を提示していることを更に再確認し、最終的に全てを包括する政治過程を通して達成される広い基盤にたった代議制の重要性を強調し、

これに関連して、暫定連邦議会がソマリア大統領としてシェイク・シャリフ・シェイク・アフメドを選出したこと、その後暫定連邦政府のもとで新しい統一内閣を指名したこと、およびそのモガディシュへの再配置を歓迎し、

ソマリアの永続的平和および安定に対するアフリカ連合ソマリア・ミッション (AMISOM) の貢献を賞賛し、ウガンダとブルンジの両政府による AMISOM への部隊の継続する取組に対し安保理の謝意を表明し、AMISOM および暫定連邦政府に対するいかなる敵対行為をも非難し、

事務総長特別代表のアハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏を賞賛し、彼の取組に対する安保理の強い支持を再確認し、

ソマリアの長期にわたる安定にとって不可欠なソマリア治安部隊の再結成、訓練、装備および維持の重要性を強調し、シェイク・シャリフ・シェイク・アフメド大統領の焦点が、彼の政府の指導的優先事項として、治安部門の強化を通じた平和に置かれていることを歓迎し、

ソマリアで再開された戦闘に安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、また、暫定連邦政府に対する安保理の支持を再確認し、

ソマリアにおける人道状況が悪化していることに安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、全ての加盟国に対し現在および将来の統合された人道的呼びかけに貢献することを求め

ソマリアにおける人道状況に対処する暫定連邦政府の取組を認識し、この目的のためにその諸機関の能力を構築するため国際連合と共に活動し続けることを暫定連邦政府に奨励し、

ソマリアにおける現行の紛争において、重大な犯罪、とりわけ殺人や不具にすること、が文民や人道支援要員に対して行われていることに安保理の懸念を表明し、刑事処罰の免除に対して戦うことの重要性を再確認し、

武器禁輸に違反して行動するかまたはソマリアへの人道支援を妨害して、ソマリアの平和、安全または安定を脅かす行為に従事するかまたは支援を提供していることが明確になっている個人または団体に対する措置を課している安保理決議 1844 (2008) を想起し、

ソマリアにおける現行の不安定さがソマリア沖の海賊および海上武装強盗の問題の一因となっていることを認識し、海賊およびそのもととなっている原因に取り組むため国際社会による包括的な対応の必要性を強調し、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、国家と国際および地域機関の取組を歓迎し、

事務総長報告書 (S/2009/210) および国際社会の支援を得た暫定連邦政府による政治、治安および復興の方法に関する継続的活動のための勧告を歓迎し、

ソマリアにおける事態は、同地域における国際の平和と安全に対する脅威であると認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して

1. ソマリアの全ての当事者に対し、ジブチ合意を支持することを求め、これに関連して、全ての反政府集団に対しこの過程を支援することを求めるシェイク・シャリフ・シェイク・アフメド大統領の呼びかけを歓迎する。
2. 事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表を通して、和解を促進することを継続するため国際社会と協働することを要請する。
3. 事務総長に対し、ジブチ和平プロセスを強化する方法に関する勧告を、彼の次期報告書に含めることを要請する。
4. ソマリア国民への妨害されない人道的アクセスと支援を、遅滞なく、確保するために適切な措置を講じる全ての当事者の決定的重要性を強調する。
5. 戦闘の最近の復活を非難し、全ての戦闘行為、武力衝突の行為および暫定連邦政府を損なう取組の終りを求める。

6. ソマリアの長期にわたる安全は、ジブチ合意の枠内および国家治安戦略に一致した、暫定連邦政府による国家治安部隊およびソマリア警察部隊の効果的な展開にかかっていることを強調し、
7. ソマリア治安機構と AMISOM の支援の下で、2009 年 4 月 23 日にブリュッセルで開催されたソマリアに関する国際会議を歓迎する。
8. 加盟国、地域および国際機関に対し、ソマリア治安機構に対する国際連合信託基金に寛大に貢献し、決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および 12 項に適合する範囲内で、ソマリア治安部隊の訓練および装備に技術的支援を申し出ることを促す。
9. 事務総長に対し、ソマリア警察部隊および国家治安部隊を含む暫定治安機構の開発において、暫定連邦政府を支援することを継続することを要請し、事務総長に対し、違法な武器取引との戦い、武装解除、動員解除および再統合 (DDR)、司法および矯正能力の立案を含む国家治安戦略の開発において暫定連邦政府を支援することを更に要請する。
10. 暫定連邦政府に対し、上で概説された国家治安戦略の文脈において、法の支配および人権の保護を尊重することを確保し、統治、審査および機構の監督を含むその治安部隊の活動のための法的および政策的枠組を開発することを求める。
11. 決議 1863 (2009) で表明された国際連合平和維持活動の設立に関する意図の安保理の声明を想起する。
12. そのような活動を展開するいかなる決定も、特に事務総長報告書 (S/2009/210) に定める条件を考慮することに留意する。
13. 事務総長に対し、事務総長報告書の条件に従い、事務総長報告書の第 82 から 86 項で確認された措置を講じ、また、2009 年 9 月 30 日まで、そしてさらに 2009 年 12 月 31 までに進展について報告することを要請し、また、事態を再検討する安保理の意図を表明する。
14. 決議 733 (1992) の第 5 項で課され、決議 1425 (2002) の第 1 および 2 項により更に詳述された措置は、決議 1772 (2007) の第 11 項(b)に従って、ジブチ和平プロセスに一致してまた決議 1772 (2007) の第 12 項に定められた告知手続を条件として、治安部門機関の発展の目的のために、暫定連邦政府に対し提供される供給品および技術的支援には適用されないことを確認する。
15. アフリカ連合に対し、決議 1772 (2007) の第 9 項に定められた職務権限を実行するためにソマリアにおける AMISOM の展開を維持し拡大することを要請し、モガディシュの空港、海港およびその他の戦略地区を保護するためのその取組を歓迎し、国家治安部隊およびソマリア軍の設立について暫定連邦政府を支援し続けることを奨励する。
16. アフリカ連合加盟国が、AMISOM がその現存する職務権限を実行するため 2010 年 1 月 31 日まで

維持することを許可することを決定する。

17. 事務総長に対し、AMISOM への事務総長書簡 (S/2009/60) において記述されたように、2010 年 1 月 31 日まで、基金の移管は含まず装備および役務からなる AMISOM への兵站支援パッケージを提供し続けることを要請し、また、事務総長に対し、このパッケージの展開に関する更新情報を上記第 13 項において要請された報告書に含めることを更に要請する。
18. AMISOM に対し、支援パッケージの下で提供される全ての装備と役務は明確に示された目的のために透明且つ効果的な方法で用いられることを保証することを要請し、また、アフリカ連合に対し、適切な内部統制手続きに基づき国際連合とアフリカ連合との間で確立された了解覚書に従って、そのような装備および役務の使用に関して事務総長に報告することを更に要請する。
19. 事務総長に対し、アジス・アベバに現存する国際連合立案チームを通じて、AMISOM の立案および展開についてアフリカ連合に技術的および専門的助言を提供することを続けることを要請する。
20. 加盟国、地域および国際機関に対し、信託基金の存在は AMISOM の支援に関する直接の二国間取極の締結を妨げないことに留意し、AMISOM のための国際連合信託基金に寛大に貢献することを促す。
21. 事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表および国際連合ソマリア政治事務所 (UNPOS) を通じて、ソマリアにおける国際連合システムの全ての活動に対し、効果的に調整し且つ統合された取組を発展させ、ソマリアにおける永続的平和および安定を確立するための取組に対する周旋および政治的支援を提供し、ソマリアにおける当面の復興および長期にわたる経済的発展の双方について国際社会からの資源と支援を動員することを要請する。
22. 事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表および UNPOS を通じて、人権問題に対処し刑事処罰の免除対策のための司法和解作業部会を支援するその能力を開発するため暫定連邦政府と協働することを要請する。
23. 事務総長に対し、UNPOS および国際連合 AMISOMM 支援事務所 (UNSOA) を含むその他の国際連合事務所や機関の部隊の、事務総長報告書 (S/2009/210) に概説されたように治安条件に一致してモガディシュへの、提案された展開を手早く行うことを要請する。
24. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。